

平成 23 年

第 2 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 23 年 5 月 26 日

閉 会 平成 23 年 5 月 26 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成23年第2回大津町議会臨時会会議録

平成23年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成23年5月26日(木曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 掘川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	副町長 上田 英典 総務部 税務課長 堀川 晴幸 総務部長 徳永 保則 総務部 総務課 行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部 企画課 企画課 財政課 係長 白石 浩範 会計管理者 西村 和正 兼 行革推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 松岡 秀雄 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春 総務部 総務課長 田中 令児 企画部 企画課長 杉水 辰則

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成22年度大津町一般会計補正予算(第7号))
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
承認第 6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
議案第30号	大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について
議案第31号	大津小学校分離新設校校舎建築本体工事請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 3 年 5 月 2 6 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 2 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 大津小学校分離新設校校舎建築本体工事請負契約の締結につ
いて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 3 年 2 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、宇野光廣君、荒木俊彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

松永幸久君より遅参の届け出がありますので報告いたします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告の内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第9 承認第6号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（大田黒英生君） 日程第4 承認第1号「専決処分を報告し承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）」から、日程第9 承認第6号「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例について）」までの6件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第6号までの6件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第6号までの6件は、委員会付託を省略することに決定しました。

はじめに、承認第1号から承認第6号までの提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部をしたものでございます。

承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成22年度大津町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回の補正は地方交付税及び交付金の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千968万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7千703万円としたものでございます。

承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））でございますが、今回の補正は財政調整交付金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千243万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3千486万2千円としたものでございます。

承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第1号から承認第6号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要したもので同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 皆さん、おはようございます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案集は1ページから5ページになります。説明資料については、1ページから8ページになります。まず、この案件につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律の公布施行によりまして、急施を要した職員の育児休業等に関する条例の一部改正の専決処分を報告し、承認を求めるものでございます。これまで一般職の非常勤職員については、育児休業等を取得することは認められておりませんでしたけれども、民間企業において育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によりまして、パート労働者などの被正規職員も育児休業などの所得が可能となっております。そこで平成22年、昨年8月10日、人事院におきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を国会に提出され、第176回の臨時国会にお

いて可決成立いたしております。改正法の第2条のよりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されまして、非常勤職員についても常時勤務をすることを要しない職員でございますけれども、育児休業法と条例に定める範囲内で育児休業や部分休業を行うことができることとされた状況でございます。説明資料の1ページをお願いいたします。今回の法律の改正の概要でございますけれども、そこに記載しておりますけれども、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員について、子どもの1歳到達日まで、また子どもの養育の事情によりまして、子どもが1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間に育児休業、これは無給になります、を取得することができるようになりました。さらに、その非常勤職員が3歳未満の子どもを養育するため1日につき2時間を超えない範囲内で部分休業、年次休暇みたいなものがございますけれども、それも無給、が取得できるようになりました。条例の改正については、1ページから3ページに条項ごとの解説を記載させていただいておりますけれども、条項ごとに説明をさせていただきますので、説明資料の4ページをお開き願いたいと思います。

第2条につきましては、育児休業法第2条第1項で規定する育児休業をすることができない、その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員について規定させていただいております。一定の要件を満たす非常勤職員に育児休業が認められることになったことに伴いまして、条項3号を追加させていただきました。3号におけるアからウのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員を育児休業の対象外とする規定でありまして、言い換えますと同号のアからウのいずれかに該当する非常勤職員であれば、育児休業をすることができることとなります。アにつきましては、非常勤職員に育児休業を認めるための基本的な資格要件を規定したもので、育児休業を所得するには、アの（ア）から（ウ）の要件、すべてを満たす必要があります。このうち（ア）につきましては、在職期間が1年以上である非常勤職員、（イ）につきましては将来の在職見込みに係る2つの要件を定めさせていただいております。1つ目の要件としまして、その養育する子どもが1歳に達する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれることであり、2つの目の要件としましては、当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないことであるということの規定しております。（ウ）につきましては、週の勤務日数に係る要件を規定させていただいたもので、1週間の勤務日が3日以上である非常勤職員にあたります。次のイ及びウについては、特定の事情により再度育児休業をしようとする場合には、改めて、先ほどのアの資格要件の確認を要しないという趣旨の規定でございます。イにつきましては、第2条の2第3号の規定によりまして、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため育児休業をする場合で、かつ職員がこの1歳到達日において育児休業をしている場合が該当することになります。ウにつきましては、任期の末日まで育児休業している場合であって、任期の更新または採用に伴いまして、引き続き育児休業をしようとする場合が該当することになります。

次の5ページをお願いいたします。第2条の2につきましては、育児休業の期間を定めるために新たに追加されたものでございます。1号につきましては、2号及び第3号に該当する場合以外の場合でございます。この場合にはこの1歳到達日が期間の末日となります。すなわち1号につきましては

は、第2号及び第3号の特例に該当しない、いわゆる原則とされる期間になります。第2号につきましては、配偶者と職員がそれぞれ育児休業しようとする場合でありまして、この場合には子どもが1歳2カ月に達する日が期間の末日となります。本号を適用するためには、配偶者がこの1歳到達日以前に育児休業をしていること、職員の育児休業の初日がこの1歳到達日の翌日後でなく、かつ配偶者の育児休業期間の初日以後であることが必要となります。なお、本号の規定によりまして、職員が育児休業をすることができる期間は最長1年間となります。

また、育児休業の対象となる子の出生の以後、当該子について既に育児休業をしていた期間や産前産後休暇を取得していた期間については1年間から差し引かれることとなります。3号の規定は、子の養育の事業によりまして1歳から1歳6カ月に達する子について育児休業をしようとする場合であり、この場合には子どもが1歳6カ月に達する日が期間の末日となります。

6ページをお願いいたします。6ページのアについては、職員または配偶者がこの1歳到達日に育児休業をしていることを要件とさせていただいております。イは子どもの1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合を規定いたしております。

第3条ですが、育児休業の取得回数は原則1回に限られております。条例で定める特別の事情がある場合には、非常勤職員について再度の育児休業の取得が認められることになっております。

第6号については、第2条の2、第3号によりまして、同じ子どもについて1歳から1歳6カ月までに達するまでの間、再度育児休業を所得しなければならない場合が該当します。

7ページをお願いいたします。第7号につきましては、任期の末日まで育児休業をしている場合であって、任期の更新または採用に伴いまして引き続き育児休業をしようとする場合が該当します。

第7条は部分休業に関する規定でございますけれども、1号は育児休業をすることができる非常勤職員の在職期間に係る要件でございます。第2条第3号アの（ア）と同じこととなります。2号の要件につきましては、勤務日数及び勤務時間に係る要件でございます。

第8条は、部分休業を承認できる時間帯、時間の単位及び時間の上限を定めております。第1項及び第2項で非常勤職員について部分休業をすることができることとしたことに伴いまして規定の整理を行っております。第3項につきましては、非常勤職員について1日の部分休業の上限期間を規定しております。上限期間を1日に定められました勤務時間5時間45分を減じた時間を超えない範囲内としまして、1日の勤務時間が常勤職員と同じ7時間45分であれば、部分休業の上限期間を常勤職員と同じとし2時間としまして、それより勤務時間が短い場合には7時間45分との差分を上限時間である2時間から減じることといたしております。なお、上限2時間という形で規定させていただいております。

附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

なお、現在の天津町の非常勤職員等の任用状況でございますから、教育相談員さん等の特別の非常勤職員が10名、一般職の非常勤職員が115名、臨時職員が25名の合計150名となっております。今回の改正によりまして、育児休業等の適用を受けられる一般職、特別職はありませんけれども、一般職の非常勤職員については33名になります。また、部分休業の適用を受けられる一般職の非常

勤職員は8名になります。部分休業については、給食調理員と補助員等でございます。

なお、現実的にこの条例の適用を考えますと、先ほど言いましたように休日分については無給扱いという形になります。申請する非常勤職員については、少ないのではないかと考えております。

なお、我々地方公務員の育児協業等については、昨年の6月定例議会で可決させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第2号でございます。専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は6ページ、7ページになります。説明資料は、9ページから11ページになります。この案件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布施行によりまして急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分を報告し、承認を求めるものでございます。なお、本年3月議会の定例会におきまして、国民健康保険税の税率改正については議決をいただいておりますが、今回、国において課税限度額の引き上げの改定がなされましたので、関係する条文の改正を行ったものでございます。

説明資料の9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。9ページには、今回、関係する規定の一部改正を行いました概要を記載させていただいております。説明資料の10ページからお願いいたします。第2条につきまして、国民健康保険税の課税限度額の変更の規定になります。第2項の規定中、基礎課税額、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の課税限度額50万円を1万円引き上げて51万円、第3項の規定中後期高齢者支援金等分「13万円」を1万円引き上げて「14万円」、第4項の規定中介護納付金分「10万円」を2万円引き上げて「12万円」に改正したものでございます。平成22年度に引き続き限度額が4万円引き上げられまして、総額77万円となっております。なお、町の限度額超過世帯につきましては、約109世帯が見込まれるところであります。

11ページをお願いいたします。第23条につきましては、課税限度額等の変更に伴いまして規定を一部改正したものでございます。

附則、第1条で、この条例につきましては平成23年4月1日から施行するものといたしまして、第2条で22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第6号でございます。専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は12ページから17ページにかけてになります。説明資料は13ページから18ページになります。

まず、今回の改正内容でございますけれども、皆さんご存じのとおり東日本大震災による被害が未曾有であることに鑑みまして、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らしまして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日施行されたことに伴いまして、大津町税条例の一部を改正したものでございます。

今回の税法に関する改正内容を説明させていただきますので、説明資料の13、14ページをお開き願いたいと思います。

まず、改正に対する概略等でございます。個人町民税関係では、第22条の規定しておりますけれども、雑損控除額等の特例で東日本大震災によりまして住宅や家財等の資産について受けた損失の金額については、納税者の選択によりまして前年の損失の金額として雑損控除と雑損失の繰越控除ができる特例措置が講じられました。また、雑損失の金額の控除期間が3年から5年に延長されました。第23条は、住宅ローン減税の関係でございますけれども、住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅ローン控除が適用できる措置が講じられました。固定資産税関係の部分です。第24条で、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告等の規定になりますが、被災代替住宅用地の特例は、被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地、いわゆる従前の土地に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分について軽減する特例措置が講じられました。被災代替家屋の特例については、被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋、被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分について軽減する特例措置が講じられました。

14ページをお願いいたします。被災代替償却資産の特例については、大震災による災害による滅失、損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に取得し、または改良した場合、課税標準を軽減する特例措置が講じられております。軽自動車税関係では、東日本震災により災害により滅失・損壊しました自動車に係る自動車、被災代替自動車を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第23条に係る部分については、24年1月1日から施行するとしております。

なお、次のページの説明資料の15ページから18ページには、今回の法律に基づきまして追加しました規定と、右表の欄に条項ごとに規定の概要を記載しておりますので、条文の詳しい説明については省略させていただきたいと思います。なお、この条例については、全国的なものでございまして、今回の大震災による減税措置を講じられたところでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は8ページから9ページ、説明資料は12ページをお願いいたします。専決処分の案件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布施行に伴いまして急施を要した出産育児一時金の支給に関する大津町国民健康保険条例の一部改正を3月31日、地方自治法の規定により専決処分したもので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

条例の改正内容につきましては、説明資料の12ページをお願いいたします。改正前の第6条第1項中、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として35万円を支給するとあります下線で示しております金額を「39万円」に改正するものです。出産育児一時金の支給にあたりまして、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に伴う支給につきましては、経過措置により39万円となっているもので、暫定的に引き上げられてきました出産育児一時金は、今回の健康保険法施行令等の一部改正により恒久化されるものであります。なお、出産育児一時金の実支給額は、今回の改正後の39万円に大津町国民健康保険条例第6条及び健康保険法施行令第36条ただし書きの規定に基づく産科医療保障制度加算対象出産の場合は3万円を加算しました42万円をこれまでどおり支給するものであります。

議案集の9ページをお願いいたします。附則の1で、この条例は平成23年4月1日から施行する。2で、施行日前に出産した被保険者に係る大津町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるといたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の案件は、国・県等の交付金等の額の改定に伴い専決処分したものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千243万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3千486万2千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお開きください。併せて、補正予算の概要1ページをご参照ねがいます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担金が増額となり2千382万8千円の増額補正であります。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、交付税算定に使用する国の本算定基礎計数が確定したことによる3千752万6千円の増額補正であります。節2特別調整交付金は、結核性疾患や精神病にかかる医療費が多額であるなど特別の事情による交付されるもので、概算交付申請の額を計上していましたが、今回、額が確定したことによる526万5千円の増額補正であります。

款4県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、国庫補助金同様に概算交付申請の額を計上していましたが、県からの普通調整交付金の額が確定したことによる996万9千円の増額補正であります。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されますが、額が確定したことによる327万7千円の減額補正であります。

10ページをお願いいたします。款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金の節1現年度分は、退職者医療に係る療養給付費等が確定したことによる支払い基金からの交付金1千912万6千円の増額補正であります。

11ページをお願いいたします。歳出で、款12、項1、目1予備費で予算の調整を行ない9千243万7千円の増額補正を行っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。承認第4号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千968万2千円を追加し、予算の総額を126億7千703万円とするものです。今回の補正の主な内容は、地方交付税の特別交付税の確定及び地方譲与税等の確定に伴うもので、急施を要したため3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正予算に関する説明書によりご説明いたします。歳入からご説明いたします。11ページをお開きをお願いいたします。款2地方譲与税から14ページ款10地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものであります。特に地方交付税9千068万1千円の増額は特別交付税に係るもので、普通交付税によって精算されなかった法人町民税の過年度分につきまして5千円を限度に特別交付税で措置するとしているものであります。それらによりまして、特別交付税の総額は1億7千068万1千円となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。款13予備費で財源調整をさせていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 質疑を行います。

最初に承認第1号でございますが、一般職の非常勤職員が育児休業あるいは部分休業ができるということで、この点については改善であると思っておりますが、説明資料の4ページです、改正後で育児休業をすることができない職員というふうに条文の見出しがなっているわけですが、なぜ育児休業を取ることができるとなっていないのか。わざわざできないという職員をうたっているのかがどうも理解に苦しみますので、こういう人たちは育児休業が取れますよ、それ以外は取れないということになりますけど、この条文の文章についてですね、ご説明をお願いしたいと思います。

併せて、説明の中でちょっと聞き取れないところもあったんですが、一般職が対象になっているみたいですが、115人一般職がいるうち対象者は33名、また部分休業に対してはわずか8人しか対象にならんということですけど、この条例が改正されてですね、本当に実効性があるのかなというのがちょっと疑問であります。しかも、休業すると間は全くの無給というのは、働く人たちにとってはよくはなってもプラスにはならないということです。ですから、今回の条例改正はですね、全国的に

こういった無給扱い、例えば部分的に給料を保障するとかいう措置が全くなされていないのかなという疑問があるんですね。そういう検討がなされたのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、承認第2号の国民健康保険税条例の一部改正です。課税限度額の引き上げになったわけですが、限度額を超える対象世帯が109世帯ということですが、例えば4人家族でどれぐらいの所得があればこの限度額、限度を該当する、そういう計算がなされているのでありますならば、大体所得がどのくらいあれば77万円も払わにゃいかんのかなということで疑問がございますので、そういうシミュレーションがなされていたらお答えを願いたいと思います。

承認第5号の国民健康保険特別会計の補正予算ですが、国民健康保険特別会計補正予算で、今回歳入の補正がなされておりますが、結果的にですね、予備費が約1億円積み上げられて、総額では1億2,700万円となるということですが、約1億3千万円もの予備費が出てくるということであれば、前回の国保税の値上げですね、をしなくても十分やっていけたんではなかろうかという疑問が出てまいります。こうした補正増がかなり増額されるという見込みが予想されたと思うんですね。結果的であれば、国保税を増税しなくても本年度やっていけたんではなかろうかという疑問がございます。その点について検討がなされたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんのご質疑でございます。条文の関係でございますけれども、言われるとおりに、先ほど私の方で説明をいたしましたけれども、端的にできない職員、できる職員の規定をすればいいんじゃないかという形ですけれども、国の準則どおり私たちとしては一応改正をさせていただいております。

それと、一般職の対象者という形で先ほど人数的なものを言いましたけれども、要するに荒木議員さん常々言われております労働者の権利という形で、働く人のプラスにならないのではないかという形で、全国的に無給という形の取り扱いになっております。これは、国家公務員に準ずるという形での法律改正に基づいて行わせていただいたものでございます。

それから、最後に国保税の関係でございます。一応限度額の超過世帯については109世帯ということをおっしゃっております。全体の国保世帯に占める割合としては2.8%になっております。所得関係のシミュレーション、計算上のことなんでございますけれども、今年の3月にもお示しをさせていただいております。健康保険税、3月値上げをさせていただいているわけですが、その中で所得割合関係を説明させていただきましたけれども、大体今の状況で所得600万円以上という形の計算をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

予備費関係の今回の専決関係でございます。予備費あたりの増額に伴いまして前回の国保税の値上げとか、そういったことでの関係ではどうかということでございますけれども、まず今回の専決関係の増額の理由につきまして、今年3月に医療費の増加に伴います保険給付費等につきましても1億

2千400万円ほど増額補正を行っております。財源といたしまして療養給付費等負担金の概算申請後、毎年3月末に療養給付費等負担金の額の確定と、それから調整交付金の計数の確定に伴いまして交付決定がされるものでございまして、毎年変動がございまして、今回もそのような形で増額の理由をお願いしたところでございます。今、医療費の増額につきまして、平成22年に診療報酬が10年ぶりにプラス改定等がされておりますし、また全体的にそういった脳心臓がんなどの先進医療の高額な療養給付費等の対象者が増加しているというようなことで、医療費等も増加しているというような状況でございます。今回、単年度収支ということで22年度につきましては3月までにつきましては今回の保険税の改正とか、そういった今後の見込みにおきまして3月途中での概算関係では2億円程度の赤字が見込まれておりましたけれども、そういった関係で今回は保険税改正を前回させていただいたところでございます。現在今回の専決処分関係で最終的には、22年度の単年度収支で考えますと、繰越金、それから基金繰入金、起債の借り入れもお願いしておりますけれども、そういったことを考えて計算いたしますと、現状では8千万円程度の赤字となるということで考えております。そのようなことで、現時点ではそういった赤字が解消されていないというような状況でございます。今後、次年度、23年度におきましてもそういったことで医療費の増加につきましては医療費の抑制を図っていきたいというふうなことを考えております。

また、今後の剰余金については、状況を見ながら不測の事態に備えまして基金積み立て等も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをします。

この承認第1号の育児休業に関する条例改正ですが、今、全国的な事例として無給、ほとんどであろうというふうに予想がなされているということですが、この条例改正でですね、この改正によって休業を取得、申請しないと取得できないと思いますけど、そういう事例が予想されると思われるかどうかですね。それが1つ。

それから、部分休業に関しては、たしかわずか8人が対象者ということで、そういう人たちが、要するに子どもがいないと全くこの条例の利用はないわけですけども、そういう対象者が本当にいるのかなというのが疑問なんですね。いなければ何のために、絵に描いた餅ということになっているんですけど、そういう事例は予想がなされるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの再質疑にお答えいたします。

育児休業の取得可能者数は、先ほど言いました人数になりますけれども、具体的に申しますと、全職種によりまして週3日以上勤務日数を要するというようになっております。それと、先ほども言いました勤務時間についても規定があります。5時間30分から7時間15分と、1日の勤務時間の体系の規定があります。それから、実際的に人数的には言いましたけれども、改正によりまして予想されることなんですけれども、実際現実としましてほとんどの非常勤の職員の方が女性の方が大半を占めております。この方策としましては、昨年も申し上げましたけれども、国の子育て支援策という

形で打ち出しておるわけですがけれども、その育児休業をすることができるという形ですね、働きやすい環境をつくって女性にも職場進出をしていただきたいというところでございます。当然として、女性の年齢を言ったら失礼なんですけれども、そういう方がいらっしゃるというのは事実でございます。将来的に、やはりその辺の方策をですね、この条例に基づいてやっていくのが私共の務めと思っておりますので、今回改めて条例を改正させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に、承認第6号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

- 議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。
しばらく休憩いたします。11時5分から始めます。

午前10時53分 休憩

△

午前11時06分 再開

- 議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第30号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について

- 議 長（大田黒英生君） 日程第10、議案第30号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

- 町 長（家入 勲君） 先ほど提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして誠にありがとうございました。

議案第30号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございますが、先日の議会全員協議会におきまして説明させていただきましたように、町職員が起こしました不祥事につきまして、職員を監督する立場であります町長及び副町長の責任を取るため、平成23年の6月から8月までの3カ月間、町長の給料を100分の20、金額して14万9千400円を減額し、「74万7千円」から「59万7千600円」に、また副町長の給料につきましては100分の10、金額にして5万9千300円減額し、「59万3千円」から「53万3千700円」にしようとするものです。今回、この条例を提案するにあたり、今後このような不祥事が二度と起きないように、これまで以上に職員の綱紀肅正に務めてまいりたいと考えています。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議 長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

坂本典光君。

- 9番（坂本典光君） 今、町長の方から今回の不祥事の監督不行届きとして町長、副町長の給料の一

部をカットし、責任を明確にしたいということでございますけれども、本来その私は町長を擁護するつもりはありませんけれども、すべてのことを監督できるものでも本当はないんですよ。だから、こういったことですね、すべてのことに監督不行届きというんだったら、熊本市あたりは職員の数が多いですから、常にこれはもう不祥事が起こっているといっても言い過ぎではないと。常に給与を減額せんといかんと。私は本来ですね、その問題は別にあると思っているんですけども、その明確にするのはよしとしても、その額が給料の10分の1であること、期間が3カ月であるということの根拠は何でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員のご質疑でございますけれども、大津町におきましても平成18年の11月の職員の不祥事が起きておまして、そのときに平成19年1月に町独自の厳格なる懲戒処分の指針を作成しております。罰則の見直し関係等もやらずにかならない時期ではあるかと思っておりますけれども、他の市町村、あるいは熊本市をはじめとするところについても十分懲戒関係の指針についてつくらせていただいております。今回につきましても、その懲戒処分の指針に基づきまして検討をさせていただきます。そういう中で、一部職員関連等につきましても厳格なる処分を今回出させていただきます。そういう中で指針決定というか、その処罰決定等につきましても、十分庁務会議関連等につきましても検討をさせていただきます。今回の決定状況というようなことをお願いをしたいということで提案をしたわけでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） その前例にならったというふうなことだと思うんですけども、しかしながらその職員を監督するといった場合ですね、やはり職員の大津町の職員は立派な能力のある方が多いわけですから、そこに任せるということも大事なわけで、1から10までですね、監視しているということは現実には難しいんだと思います。しかしながら、町民感情からすると、今度のこの提案は妥当なものかなとも思うんですけども、しかしですね、どこの市町村でも同じようなこの不祥事が起こっていると。これは、根本的にですね、私は会計システムが間違っているからではないかと思うわけです。印鑑と通帳を別々に管理していたようではありますが、印鑑を押した出金伝票を何枚も用意したらこれは意味がないわけです。本来、人間は誘惑に弱いものがございます。人を信頼するということは大事ですが、会計に関しては常に監視すべきではないでしょうか。今、肥後銀行では、お客さんの現金の出し入れは当たり前としても、行員の仕事を天井からビデオカメラで記録しているとのことでございます。というふうなことを、これは肥後銀行の方からお聞きしたんですが、先だって熊本ファミリー銀行にも行ってみたけども、確かに天井にはここでもビデオカメラが付けてありましたですね。一人で仕事をするよりも複数でさせた方がよりベターだし、長く携わるよりも短くした方がベターだということは言えるでしょう。少なくとも、上司はパソコンでその残高と取り引き月日をいつでも見られるようにしておくべきではないかと思うんですが、あと町の監査担当職員ですね、町の職員ですよ、町の監査担当職員が定期的に調べるということも必要かもしれません。いずれにしろ、誰がやっても間違いのないような新システムをつくるべきではありませんか。お尋ねします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員のご指摘のとおり、もう印鑑と出し入れの関係については、もうこれは原則でございまして、これをうやむやにしておるといのが今回の一つの事件の発症になったんじゃないかなと十分反省をしております。そういう意味におきまして、部課長関連等については、十分なる指導を今徹底的にやらせていただいておりますし、職員の研修もしっかりと今、副町長を主体にして取り組んでいただいております。もちろん、会計の実態調査というような形で役場の一般的な会計、動きとは別な補助団体の会計とかいろいろございますけれども、その辺のところについても、小さいものにしても、課の互助会の会計なんかを含めると、大体今まで37項目近くの会計を職員が預かっておるといような状況でございます。そういう意味におきまして、会計その実態調査を基にしながら、今後の補助団体の会計とかいろんな会計のシステムを今後検討をしっかりとやっていくように指示はしておりますので、議員おっしゃるとおり今後の不祥事のないように、しっかりと公務員倫理を重んじながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 町長のその決意はわかりましたけれども、しかしこれをですね、発言してそういうことを指示してやりたいということなんですが、それを大体いつごろ結論が出て、こうやってやりたいというふうなことを結論を出して、議会あるいは町民に報告すべきだと思うんですが、ある程度期限を決めないとですね、これは永久のテーマでは困るわけですよ。大体その見通しというか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 懲戒指針につきましてもですね、町民の皆さんには公表していませんもんですから、今年の仕事とか、いろんな形で地域住民の皆さんに説明をしてみりますけれども、先ほど申しましたように、その指針の内容についても若干見直す必要があるんじゃないかなというふうに今関係部長関連とは話はしておりますので、その辺のところを十分検討しながら、そして職員組合ともご了解を得ながら、近い内にはその辺の方向で広報なりなんなりに住民の皆さんとともに、職員にはもちろん十分なる説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第30号に対しまして質疑を行います。

町長の姿勢というものは、提案理由の中でお聞きしてわかりました。ただ、今私が聞いておまして、またさっきの議員も言われましたけれども、何もかも町長がその責任を持つというような形にも取れなくはないんですね。実際、新聞報道等あたりにその担当の部長、課長、そういったものの処分あたりも載ってございましたけれども、私はこの特例に関する条例を承認するためには、やはりきちんとした理由が必要であると。その理由とするのが、その今後そういった事項、事件を起こさせないというシステムがきちんと確立するために、今は私がその責任を取りますというようにすることが大切で、例えば先の質疑とかの中ではですね、新システムが必要ではないかと。じゃなくて、私が思うのは、

システムはあるのにそれを使いこなしてないということです。言うならば、職務責任をきちんと遂行していないその上司がいたりとか、職員がいたということが原因ではないでしょうか。ですから、職務責任、今までも私は一般質問とかでいろんなものを出しましたけれども、人事評価制度あたりをつくっておられます。無難なA、B、CとあるならばBであるとかAであるとか、そういったなれ合いの評価をしておられるように感じます。そういった事務処理なり何なりというものを、会計処理なりをきちんと踏襲しなければならぬものを曖昧にその組織の中で、仲良しこよしじゃないですけども、部下とか、そういったものを何とかちゃん呼ばわりしたりとか、変なしきたりみたいなものがこの役場の中に残っているのは否めない事実だと私は感じます。やはり、公私混同、そうした結果が、今回の事件につながったのではないかと、そういうふうに思います。ですから、条例の中にも部長の職務責任、課長の責任、全部明確にされているんですね。これをきちんとやらないのならば、その箇所の責任者というものが非常にこういった事件のときには重い罪を負わなければならないと私は思うわけです。それじゃないと、この大統領制である町長を頂点としてですね、この地方自治体という制度自体が曖昧になってしまうと私は考えます。ですから、この社会的に恐らく住民の方々が見られたならば、町長、副町長の減給は当然であると言われるでしょう。これは、今までのいろんな事件からするならば妥当な数字を引っ張ってきておられると思います。しかしながら、二度と起こさないための理由があって、初めてこの条例は適用するものだとは思うんです。ですから、今の条例なり会計制度、そういったシステムというのはいずれ、きちんと実はできあがっているんです。ただそれを使いこなしてないと思われま。その点についてですね、どう思われますか。新システムをつくりなさいなんか言いません。今の職務責任とそのシステムをきちんと使いこなしているかどうか、踏襲しているかどうか問題だろうと思います。そこを厳格に公私混同せずに、今後やっていくというのであれば、この条例は適当かなと、私はそう思いますが、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の質疑でございますけれども、今回の件については、まずその責任としての処罰を受けたいということで、今回条例を提出させていただいております。またこのようなことがあってはならないわけでございますので、そのためにはちゃんとした職員なり住民の皆さんにやはり信頼回復のためにこの条例の中でお詫びをしたいというようなことで提案をさせていただいております。もちろん、会計システムはもう議員おっしゃるように立派なシステムで、ちょっと不正なことができないような状況になっております。先ほど申しました会計実態調査というのは、先ほどいった37項目とか、いろんな形の補助会計を役場職員がやっておりますけれども、その辺の業務推進なり会計の把握が補助団体の方も役員が代わったりいろいろする中での責任の度合いがですね、はっきりしてないというようなことで、若干のところはその団体で会計事務とかいろんなものをつくっていただいております。例えば民生委員さんなんかもそのような形で自分たちで自分の会計をしっかりやってもらうというようなことで。そういうようなところをしっかりと今後やはりその辺の団体の皆さんにわかってもらうために、ある程度の心構えでその補助事業関係の団体の皆さんにもやっぱりやってもらわなくちゃならないんじゃないかなという思いをしております。もちろん、事業推進もございま

すもんですから、それについてはやっぱり議員おっしゃるように、我々幹部がしっかりとした目を通すというか、常日ごろ気を付けておかないと、一瞬のうちに何らかの間違いを起こす可能性もあるんだなと思っております。もちろん公務員ですから起こしてはならないこととございますけれども、万が一のことを考えますと、こういう、大体こういう処罰関係、懲戒処分なんかつくる必要はなかつたけれども、しかし万が一あった場合にこういうので対応させていただきましょうというような形ですけれども、それだけ職員を信頼してやっていかなくちやなりませんけれども、先ほどから言われておりますように、監督関連等については、やはり部課長がしっかりと把握しながらやっていただくというようなことが一番だろうと思っておりますので、その辺については各課の意思疎通なり何なりをしっかりと取っていただけるように指導を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

質疑であります。少々お願いになるかもしれませんが、二度とそういった、こういった議案30号あたりを出さないで済むためにはですね、やはり責任の重大さというものを、できない職員は引いてもらった結構なんです。代わりの職員はどれだけでもいます。やる気のある職員はいるんです。ですから、その罪と罰ではありませんけれども、そういった管理責任、自分の職務を遂行できない責任というそういった評価がですね、やはり甘すぎるんだろかなと言わざるを得ない。ですから、こういった形で町長が町民の方々、責任対してお詫びするという形を取られると、これは本当は当たり前のことではないんですね。お詫びですから、どちらかと言うならば行政にとってマイナスのことです。ですから、そこを広く町民の方々、住民の方々に社会的に知らしめるためには、こういった厳格な処罰がうちにはあるんですよというのも実は抑止力になるんですね。飲酒運転とかいろんなものが罰則が強化されたりしたときに、やっぱりとてもそんな罰を受けたならばたまったもんじゃないよというような感情というのは人間は生まれます。やはり痛いことは嫌なんです。ですから、そういったものを添えられて、全員協議会でいろんなそういった規定をつくり直しましたとか、今からも創り上げていきますという理由は言われました。しかしながら、そういったものを数カ月の減給で済んだなぐらいで、管理職の部長あたりが感じられたならば、これは全然一歩、二歩と進んだ形にはならないと私は思うんですよ。ですから、もう降格処分も辞さないというような町長の姿勢がやはり必要になってくるんじゃないかなと私は思いますけれども、その点について再度にお聞きしておきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の言われますように、今まで、ずっと前、私も18年度に1回また処分を、こういうあれですけども、2回目というような形で非常に残念に思っておりますけれども、そういう意味におきまして、いつも一般質問でもおっしゃるように、今、人事評価制度をやっております、大体年に2回部課長については1人1時間近くいろんな形で職員のことについてもいろいろお尋ねするし、仕事についてもお尋ねしております。もちろん、おっしゃるように職員の、やはり我々の評価以上に部課長の評価というのが一般職員についての評価というのは大切なものでありますので、

そういう意味において、今まで何回となく評価する人の学習もずっと積んできております。しかし、ここ5年ぐらいありますけれども、去年もですけれども、今年から大体その評価に基づいた形でおっしゃるようないろんな賞与を上げるとか、あるいは下げるとかというようなことも検討してどうかなどというような話。今、職員55歳以上になるともう給料上がりませんもんで、評価しても同じじゃないですかというような言葉も耳にしますので、いや、そうでなくて、何らかの形で検討できればということで、今、部長の方にもその辺の検討をさせていただいておりますけれども、給料はともかくとして、その辺の賞与関係については、やはりやってはいけないことをやるというような形はまずいというのが今、県の、国の公務員の制度の中に若干見られるようでございますので、その辺のところを十分今後検討をさせていただきながら、大津町地方職員としての責任の度合いを明らかに今後していきたいということで、組合の方とも大体話はしておりますので、まずは管理職関連等についてはやりますよということで組合も了解しておりますので、今後については職員まで下ろしていくような形で、職員は私の家族と同じでございますのでかわいいのはかわいいんですけれども、やはりわからんやつはしっかりとやっぱり檄を飛ばしてやらなくちゃならないというふうに思っておりますので、いろんな形でそういう内容をうまく検討できるようなことを今、部長関連、庁議の中でも今後進めていくというような形で検討させていただければと思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 三度目は立つつもりはなかったんですが、今の答弁の中でひとつ気になることをおっしゃいました。職員は家族と一緒にだと言われました。その気持ちはわかります。しかしながら、公私混同はやらなさいよとたった今、私は質疑で言ったところだったんですよ。ですから、その心持ちは大切だと思います。しかしながらですね、三国志の最後あたりになると泣いて馬謖を斬るという言葉もあるんです。ですから、それはこの軍の起立をきちんと守るためには、有能である部下でさえもそういった大失敗をやるのであるならば切らざるを得ぬというような言葉もあるようにですね、やはり町長自ら姿勢を正すのであるならば、そういった言葉はその縁談では謹んでいただきたいと私は今思いました。ですから、この点については、ただすみませんということを私は聞きたくありませんので、もう重々わかっておられると思います。やはりそういった線引きをきちんとしてもらって、職員の自分の役割を、責任をきちんと持ってもらうということで、ぜひ進めていって、この30号が今後生かされるようにですね、30号がですね、そういうふうに願っております。

以上です。終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを

採決します。この採決は起立によって行います。議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号 大津小学校分離新設校校舎建築本体工事請負契約の締結について

○議長（大田黒英生君） 日程第11、議案第31号、大津小学校分離新設校校舎建築本体工事請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 次に、議案第31号、大津小学校分離新設校の校舎建設本体工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は4月4日に条件付き一般競争入札の告示を行ない、5月19日に入札を実施いたしました。入札の結果、岩永・宇都宮・肥後木村建設工業共同企業体、代表者、熊本市南熊本4丁目4番10号、株式会社岩永組、代表取締役、岩永一宏様と10億4千716万5千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。議案第31号につきましては、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第31号、大津小学校分離新設校校舎建設本体工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。議案集は20ページ、21ページになります。説明資料は20ページからになります。今回の請負工事契約案件につきましては、ご存じのように平成25年開校予定の大津小学校分離新設校の校舎建築本体工事でありまして、建設工事の種類といたしましては、建築一式工事になります。公共工事等の入札に関しましては、大津町財務規則、入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付き一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層

の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付き一般競争入札の手続き等の規定をいたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事共同企業体の発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法につきましては、条件付き一般競争入札により入札を行いました。

では、入札に関する部分について説明を申し上げます。なお、工事概要等については、後ほど教育部長の方から説明をいたします。

説明資料の20ページでございます。

まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨について説明をさせていただきます。建設工事の種類につきましては、建築一式になります。共同企業体の構成員数は3社といたしております。次に、格付け等級等でございますけれども、その共同企業体の格付構成を代表構成員、構成員1が熊本県格付A1等級、構成員2が同じく熊本県格付A1等級、構成員3が町格付AまたはBといたしております。また営業所の所在地を代表構成員及び構成員2を熊本県内に主たる営業所を有すること、構成員3を大津町内に主たる営業所を有することといたしております。施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績といたしまして、企業体の代表構成員は、平成13年度以降元請けといたしまして、熊本県内において完成したRC造、鉄筋コンクリート造の建築一式工事で、請負金額が6億4千万円以上の新築・増築・改築または改修工事の施工実績を有することといたしております。また、配置予定技術者に関する事項では、その資格要件といたしまして平成13年度以降、熊本県内において完成した6億4千万円以上の建築一式工事の監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること、原則として全工程に従事していることを要する、それと建築一式工事に係る管理技術者、資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。また、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係3カ月以上雇用関係にある者といたしまして、すべての条件を満たす技術者を選任で配置できることなどを入札の参加要件としまして、23年4月4日に条件付一般競争入札の公告を行わせていただいております。

次の21ページをお願いいたします。工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。工事名は、大津小学校分離新設校舎建築本体工事です。工事内容につきましては記載のとおりですが、詳細については後ほど教育部長の方から説明させます。本案件については、共同企業体への発注ということで事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った5社すべてに入札参加資格が確認されました。その後、5月19日に入札参加者5社で入札を実施しました。入札参加者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、岩永、宇都宮、肥後木村建設工事共同企業体、代表者熊本市南熊本4丁目4番10号、株式会社岩永組、代表取締役、岩永一宏様が10億4千716万5千円で落札となりました。なお、入札金額は、書いてあるとおり9億9千730万円になっております。工期につきましては、議会議決の承認を得た後、町長が契約を設立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から24年の3月16日までといたしております。なお、予定価格等については、左下の欄に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） おはようございます。議案第31号、大津小学校分離新設校校舎建築本体工事について説明いたします。この工事は、大津小学校の児童数増加に伴う過大規模校を解消するための分離新設校を平成25年4月に開校するにあたり、美咲野地区に小学校校舎を新築するための建築本体工事であります。

説明資料の22から25ページをお願いします。これまでの経緯と工事内容ですが、校舎等の施設及び各教室等の配置計画につきましては、平成21年度に建築及び造成の基本設計、敷地測量の業務委託を行いました。基本設計時には、ワークショップを開催し、そこでの意見をできるだけ反映し、経済性と使いやすさを考慮したシンプルな構造にしております。また、平成22年度には、建築及び造成の実設計、地質調査の業務委託を行いました。基本設計時より児童数の増加が進んできたので、学校の規模を12学級から18学級の規模に見直しを行ない、国の事業認定を受けたところでございます。22ページに完成予想図、23ページについては案内図と配置図を示しております。それから、24ページに1階の平面図、25ページは2階の平面図でございます。なお、建築予定の校舎につきましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積6千130.86平米で、南棟1階は普通教室5、特別支援教室2、校長室、職員室等の管理諸室、それから南棟の2階は普通教室13、少人数学習ルーム、教材室を備えております。また北棟は特別教室棟となっており、1階は図書室、多目的教室、視聴覚・パソコン室、家庭科室、北棟の2階は理科室、図工室、音楽室、多目的スペースとなっています。各棟をつなぐ渡り廊下の1階に昇降口、2階に多目的ホール、和室、児童会室を配しています。施設全体として、ユニバーサルデザインの誰もが使いやすい施設とするため、段差解消や多目的トイレ等の配置を行っています。また、室内の熱負荷の低減を図るため、ひさしを設け太陽光の入射量を抑え、小屋裏換気を十分に確保して自然換気を十分に確保しております。内装材には、町有林から切り出した檜材を支給し、壁材や床材、教室入口など建具材として多く使うほか、8メートルの磨き丸太5本を昇降口と階段吹き抜けに衣装的に配したり、丸太をくりぬいたベンチをふれあいコーナーに配したりして、木材の持つ吸出性や柔らかさとぬくもりを直接肌で感じることができる環境に配慮した快適な室内環境を整えます。

以上が施設の概要です。よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 入札比率がですね、97.98%ですか、これはその町民の感情からするならば、あるいは社会通念上から見るならば、非常に高いものでございますけれども、しかしこの法と条例に則っているならば、現行では何も言えないわけですが、しかしながら、そのここに予定価格が書いてあります。積算価格と予定価格には当然差があったと思うんですけれども、積算価格はいくらだったか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 予定価格については、一番下に記載しておりますけれども、設計金額につきましては11億2千543万2千円となっております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今回は別にこれをどうのこうの言うわけではなく、事実を聞いたまででございますけれども、それでこの積算価格については、町で独自にされたのか、あるいはどこかの業者に頼まれたんですか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質疑にお答えいたします。

一応設計関係は設計事務所に委託しておりますので、設計事務所の、一つは積算関係については公表単価があります、資材とかですね、建設物価とか積算資料とか、そういう資材単価でまず単価をひらきます。それから、それに載ってない部分については一般のその業者さんですね、メーカーさんとかから見積もりを取ります。それに対して、その分が大体市場流通がどの程度であるかということ进行调查して、それに対してすべて出した後、一応経費率というのは一応国交省の方が決めていますけれども、それに基づいて積算価格を出しているというような状況でございます。

○9番（坂本典光君） 町でやられたんですね。

○土木部長（中山誠也君） そうです。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今回の大津小分離校の新設の本体工事の請負契約の締結について質疑したいと思えます。21年度の全体協議会の中では、公募制型の指名競争入札を実施していきたいということの説明があつておりました。今回、指名入札という形で施行されてあります。その経緯と、それから今後の契約になつての履行補償ですね、どういう形で取っておられるのか、その点と、それから先ほどの担当部長の方から説明がありましたけれども、できるだけ木材を活用して今後、床、壁、棚等もやるということでございました。いいことと思えますが、最近、いろいろ問題が出てきておられるのが、今、学校をつくるのにですね、その木材を使用しないところ、特に接着剤を多く使っているところがあるということで、階段とかなんかいろいろあると思えますけれども、やはり生徒たちがめまいがすると、咳が出るというような症状が出ているところもあるようでございます。そういうことと、それからこれは一般家庭も同じですけれども、寝台とか家具類関係を新しく購入したと。そしたら、やはり咳とか目が痛いというようなこともあるという状況でございます。特に接着剤を使う工程ですね、これがどういう形であるのか、その辺を確認をしたいと思えます。せっかくだすから、できるだけ木材を使つていただいて、そういう障害がないような校舎をぜひつくっていただきたいと思えます。その3点のことをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

この建築執行時については、指名競争入札でなくて一般競争入札という形で行わせていただいております。

ります。一般競争入札という形で、条件付き一般競争入札という形で行われておりますけれども、一応個々の条件を付ける、適正な参加条件を付けるための条件付き一般競争入札が妥当であるという考え方は全国的な流れでございまして、当町においてもその関係で条件付き一般競争入札といたしたところでございます。

それから、工事関係の履行について、工事の瑕疵責任の問題だろうと思っております。他の議員さんの方からもたびたびご質問、ご指摘があつているようなわけですがけれども、今回の大震災によりまして材料の調達等についても多分懸念されているのではないかと思っております。私たちの町でも契約書を履行するという形で業者の方にもその辺の詰めはですね、やらせていただいております。それと、契約しまして工期がかなり短くという形になりますので、その辺については十分落札業者との打ち合わせを緻密にやらせていただきたいという形で、履行関係については一応契約書でうたっているという形でご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

接着剤関係につきましては、一応今、住宅関係ばかりでなく公共施設でも非常に問題になっておりますけれども、一般的に今あるホルムアルデヒドですかね、そのあたりの出ないような材料ということで、メーカーからいいますとスターフォーという材料があります。そういう星が4つ付いた材料を使うようにという形になっておりますので、設計書の中にもそういう材料を使いなさいということうたっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 内容等についてはわかりました。お願いですけれども、できるだけいろいろな備品関係が導入されると思いますけれども、ほとんど既製品等をずっと配置されると思います。図書室の棚とかですね、いろんなその室内以外の棚と思いますけれども、できる限り木材を使つていただくということが大事であろうかと思つています。時間的な問題もあるかと思つていますけれども、いろんなその問題が出ておりますので、そこら辺をクリアするためにも、ぜひ今後の検討、実施方をお願いしていきたいと思つています。

以上、質疑を終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありますか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に、入札参加資格についてお尋ねをいたします。代表構成員1番と2番が県格付けのA1ということですが、町内にはですね、このA1というのは何社かあると思うんですが、参加者の中でですね、町内の業者の中でA1資格がどの業者があるのかということをお尋ねをしたいと思つています。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員さんの質疑にお答えいたします。

今回のこの入札参加資格者でいいですね。まず、21ページになりますけれども、格付けの具体的な状況でございますけれども、要するに構成員の第1位、2位についてはAランク格付けというふうになっております。それと、一番上、村上建設さんにつきましては、県の格付けはA2でございます、町の格付けはAになります。それと、その下、肥後木村さんにつきましてもA2、町格付けAになります。西原建設さんにつきましては県の格付けB、町の格付けもBです。永田建設さんにつきましてもB、Bです。恵建設さんにつきましてもB、Bになっております。一応、町の方の業者数という形で、指名関係の申請をやっているような状況でございます、2年ごとに更新という形になっております。その格付けで一応22年度までの工事という形で、まだ6月来ていませんので、昨日も県の方の新聞等の報道がありましたように、県の格付けについても見直しがなされることになっておりまして、町の方では当然として今回見直しをやるべきという形で思っております。そういう格付けの下に今回入札をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回、入札参加者は県内のA1が代表者になる、別に町内のジョイントでもいいですけど、決してできない工事ではないと思ったからお尋ねをしたわけです。なぜ県内の格付けA1としたのか。それから、実績が6億4千万円以上となってまいります、これは3億円以上じゃなぜいけないのかという根拠ですよ。町内業者はやっぱり大事にする、育てるという観点からすれば、ちょっと私は町内優先をもっと、まして町内の町立の学校ですから、さらには工事自体も私がやってもできないことはないぐらいですね。建築技術というのは、今やそんな時代ですよ。特に難しい工事はないと私は思うわけです。それなのに、あえてこういう入札参加資格になったのかと、その根拠をですね、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） まず、今回熊本県格付A1等級2社と町内AまたはBの組み合わせの関係でございますけれども、大津町の建設工事等の請負業者の選定の運用基準におきまして、3億円以上の建築工事については、県格付A1等級と県格付等級A2または町内AまたはBの共同企業体方式とすとなっております。今回の工事につきましては、ご存じのように平成22年度の繰り越し事業になっております。工期末が平成24年3月16日という形で大変工期が短くなっているような状況で、私どもとしては高い技術力と実質的施工能力を要するため、熊本県格付と町内業者の組み合わせといたしたところでございます。荒木議員さん、地元で一生懸命やっておられるということは私たちも知っておりますけれども、そういう形で工期の関係と実績に基づいて一応今回、こういう形でさせていただいたということです。

それから、施工実績に関するところで、鉄筋コンクリート造の建築一式工事で施工実績6億4千万円という形で上げております。その根拠についてという形ですけれども、今回の施工実績要件につきましては、熊本県の土木部管理課に一応ご相談をさせていただいております。それで、熊本県の発注

工事につきましては、実際予定価格の70から80%の施工実績を要件としているようなことでございますけれども、またうちの工事につきましても同様に予定価格の70%の施工実績とした場合には、県内において実績を有する業者等が少なかったために、一応過去施工実績を60%として競争性を高めるため予定価格の60%、6億4千万円を施工実績としたものでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 31号に対して質疑を行います。

入札のいろんな形で制約を設けてよりよい工事をやっていきたいと、確実な工事をやっていきたいという趣旨は、もう重々わかっております。この入札を行うときにですね、この入札参加者の資格としてその共同体を組んでおりますが、この共同企業体を組んだときに、今、議員が言われました町内の業者でもできはしないかということ考えた場合にですね、今回落札された岩永・宇都宮・肥後木村建設工事共同企業体といったときに、このときにリーダーシップを発揮されて、結局規模からするならば岩永さんですかね、ここが何というか、3社がですね、同じ状態で利益を分け合うよというふうにはならないんじゃないかなと私思うんですよ。こういったときに、いや、これは大津町の工事だから宇都宮・肥後木村が持ってきた工事じゃないかと。だから我々があなたたちに加勢してくれと、岩永さん、加勢してくれというふうな形で連れてくるんだよというふうになるならば、大津の言うならば建設業者がですね、優先順位的に上で、利益が出ててですよ、そういった周りのいろんな同業者に仕事を分け与えることができるというようなことも考えられたりするんですね。この岩永建設を入れたことによって、別個のこの熊本市内の町外の業者を下請けとして連れてきたりとか、そういったことも考えられると思うんですよ。こういったときには、どうなんでしょう。この入札のときには、例えばこの落札された岩永・宇都宮・肥後木村と考えたときには、そのどこの代表というか、その方が来て入札金額を提示してくるんですか。例えば、この中では宇都宮さんが来ましたよとか、肥後木村さんが来ましたよとか、いや、岩永が来ましたよとか。そういったところで、何かその中身というのはもちろん、利益配分というのはここで見ることはできないと思いますが、そういった傾向というのは何か見えるものがないでしょうか。質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

今、入札参加の資格の審査の段階で、この5社について、要するに出資割合という形で資本参加をしていただいております。先ほど20ページにちょっと言い忘れたんですけども、括弧書きの方で共同企業体の構成員として実績は、出資比率が20%以上の者に限るという形で、これは町の方のこの関係の取扱規程に一応決めております。要するに最低出資を20%にするという形で、例えば今回に基づきましては、A1、A1、Bという形のものでございますけれども、岩永・宇都宮・肥後木村建設さんについては出資割合を岩永組さんが41%、宇都宮建設さんが37%、肥後木村組さんが22%という形の出資割合でございます。おのずと5社についても最低のところの20%を確保された

上で、大体構成員1の方が40%以上という形になっているような状況でございます。永田議員ご存じだと思いますけれども、出資比率といえ、おのずとその辺は理解できるだろうと思っております。

それと、代表につきましては、入札参加については一応企業体の代表者という形で岩永組さんの方から参加されて入札を入れられるという運びになっております。

それから併せて申し上げますと、共同企業体についての取り組みですけれども、共同企業体の組み合わせ、自分たちで共同企業体を組むというのは、各業者さんが独自にされているという形で、町の方からの指示はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

微妙なところで59%が大津の業者というところで、非常に何かバランスがよくできているなど、経営規模とかいろいろなところを見たら、私も事前に実はこの岩永組というのがどれぐらいの、言うなら経営の健全さをもっているのかなど、実は私なりに調べましたならば、非常に経営状況は県内でも非常にいい業者らしいですね。ただこの入札参加者の中の企業すべてにおいて、恐らく経営事項審査あたり、一般質問でも言いましたけれども、こういった不正が行われていると、そういったことがないように、見落とさないようにという形で質問したことがあります。この中でその経営事項審査、もちろん通ったからここに出てきているんですけども、その裏に潜むもの、そういった独自の情報の入手あたりをお願いしたいというようなことも言った覚えがあります。そういった形で、例えば帝国データバンクとか、いろんな格付け会社とか、そういったところでこの業者が資格があって、きちんとした競争がなされたというような信憑性は、そういったところで図っておられるか。その業者をですね、きちんと審査されておられたのか、そういったところを質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、基本ですけれども、10億円以上の税金を使わせて本体工事をやらせていただくわけですから、先ほども言いました工期の関係も非常に厳しいような条件の下に工事を行っていただくという形で、会社の状況、経営事項審査というのについては、私どもの方でも直近のものを用意しまして確実に審査を行っているような状況でございます。県のランク、それに町のランクの技術点ということも加味しながら、今回については調整をさせていただいております。審査をしたという形でございます。毎回毎回入札事務をやらせていただきますけれども、要するに企業の動向というのはかなりシビアなところがありますので、その辺は私どもも入札担当事務としては適正に対処する必要がありますので、その辺については業者間ですね、データのやりとりについては十分に把握させていただきたいという形で適正な入札を心がけさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

最後に質疑が、今の説明の中で岩永組が41%の出資比率であるということで利益配分が伺い知れるのではないかなということを知りました。そうしたときに、これを大津町の、言うならいろんなつながりがあるかもしれませんが地場企業の方々ができるだけ100%取っていただきたい。これはやっぱり地元の議員ですからそういったことを思います。そんなときにですね、例えば、本田技研の南通りあたりの昨年度の審議を見てもみすれば、校区というのを決めまして、その子割りして分けたりします。できるだけたくさんの業者に工事をして、そのすべからく潤っていただきたいというような形を取ったりしますが、この構造物に対してですね、そういった技を使って3億円以下にして子割りするんですよ。そういったところはですね、何か知恵を使えばできるんじゃないかなと。ただそれが、文科省あたりが、いや、そんなことはだめだよと、一体じゃなからんといかんかなと。そういったところはですね、国との戦いと僕は思うんですけども、そういった知恵を出して、ほぼ100%、それこそ先の議員が言っていました、私でも建てることのできるんじゃないかなというぐらいその業界というのはもう変わってきていると言われました。まさしくそういったことを考えれば、そういった知恵を使うことによってですね、利益の確保といいますか、この大津町が潤っていく。そういったものは、地方自治体として努力のそういった目標の一つに掲げてもいいんじゃないかなと思います。その点について、考えられるか、られないかわかりませんが答えられるだけお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

この建物を考えたときに、一応全部つながっております。一般的に離れていけばですね、当然分けることはできると思いますけれども、建物がつながっておりますので、施工制度等でできあがったときにその別々のもし業者にさせとったら、そこで問題が起きたときですね、どちらの責任になるかと、非常に問題になってくると思いますので、この場合はつながっている建物については、やはり一つの業者の方がいいのではないかなということで考えます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） それでは、トイレについてお尋ねいたします。PTA等で授業参観等がありまして、多くのお母さん方が来られると思いますが、2階の部分が教室が多くなっています。先生方の話も聞いたときにですね、2階に職員トイレが設置されていないということで、2階から下まで走ってこにゃいかんという部分とですね、妊婦さんも小学校であれば先生にいらっしゃいます。様式をとということで要望も上がってまして、ここは今この図面から見ると様式も入っているだろうということで思っていますが、その様式が入っているかどうかという部分とですね、2階に職員トイレがないという部分の考え方がどういうふうな考え方で2階には必要ないとお考えになったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） お答えいたします。

ご指摘のとおり2階の部分につきましては、子ども用がほとんどでございまして、多目的便所と子

ども用ということで設置しておりますけれども、2階ということでそう影響はないということで考えて1階部分に設置させていただいたということでございます。

様式と和式両方用意していると確認しております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 授業参観に来られるという部分では、お母さん方が多いし、2階の普通教室が集まっていますので、そのときは子どもの数の7割ぐらいは来られるのではないかというふうに思います。そのときにですね、多目的が1つあるから、それを使いなさいということで2階だからいいからというふうな考え方を今おっしゃいましたが、一軒家であればですね、2階から下りてくるのはそう時間がかからないと思いますが、庁舎にしてもですね、2階には2階にちゃんとありますよね。それから考えると、2階だから必要ないという考え方ではおかしいのではないかというふうに思いますし、2階の端から1階まで妊婦さんが走ってトイレに行かにやいかんのかなということも、水分を先生方に聞きますと、水分を取らないようになるべくしているというふうなことで言われていますが、体にはいいわけありませんし、そこら辺の対応がですね、やっぱり必要ではないかというふうに思います。子どもたちのところでできんことはないかということでもありますけど、先生方はですね、子どものトイレには入りにくいでしょうし、私たちも小学校ではなかなか小学校の子どものトイレに入りにくいという考えがあると思います。中学校であればですね、まだ何か入りやすいかなと、借りたというような言い方もできるかなと思いますが、小学校はなかなか入りにくい部分もありますので、その辺の配慮がですね、少しこれでは足りないと思いますが、2階だからなくてもよかったという考え方がどこから来ているのか、根拠があれば教えていただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 根拠というのはございませんけれども、2階にトイレがないということじゃございません。多目的トイレでもですね、十分に使用することができるということで、なるべく友好的な施設にするためには、やっぱりどこかでですね、それはすべてあった方がいいわけですが、そういった部分につきましては1階の方ですね、お願いすると。どうしてもその救急的な部分についてはですね、そういった多目的のトイレを利用させていただくということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 排泄はですね、1日に1回すればいいというようなことではありませぬので、多目的がいくつもあるわけでもありませんので、人数から考えるとですね、とても無理することがあるなというふうに思います。授業参観等も年に何回か計画されますので、やっぱりこういうところではきちんとした対応が必要であろうというふうに思われます。その多目的に併設が可能かどうかという部分とですね、やっぱりそういうふうに授業参観等で呼ぶのであればですね、何百人かのお母さんたちが、お父さんはあんまり来られませぬので、お母さんたちが来られるときにですね、2階に教室がたくさんあるわけですから、それぐらいの用意がなされてないということでは、とても不親切なことではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。終わります。今のところ土木部長の方でもう少しこう考えていただければというふうに。教育委員会の

方ですね、それでは図面を変えるという部分ではできないでしょうし、建設の方で少し見直せる場面があればですね、少し考えていくべきではないかなというふうに思いますので、日常の、毎日のことですので、親切な対応が必要だと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第31号、大津小学校分離新設校校舎建築本体工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成23年第2回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年5月26日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 宇 野 光 廣

大津町議会議員 荒 木 俊 彦